

印紙税 及び 印紙税調査 に携わる 税理士・企業経理部担当者必読!

税務調査官の **視** 点からつかむ

印紙税の実務と対策

～顧問先に喜ばれる一歩踏み込んだアドバイス～

佐藤明弘 著

本書の特色

国税当局での実務経験豊富な著者が
税務調査で指摘される実務上誤りやすい
印紙税の取扱いについて
契約書例を示しながら詳解

「契約書をこのように変更すれば
印紙税の負担を軽減できる」等
顧問先に具体的なアドバイスができる一冊

印紙税の考え方や基本的な仕組みなど
企業担当者が日常業務の中で
押さえておきたい必須知識も解説

税務調査官の **視** 点からつかむ

印紙税 の実務と対策

顧問先に喜ばれる
一歩踏み込んだアドバイス

佐藤明弘
著

税務調査で
あわてないために
税理士ができる
印紙税のアドバイス
とは?

課税文書だと
思っていなかった
では済まされない!

国税当局での実務経験豊かな著者が、
"実際に税務調査で指摘された実務上誤りやすい取扱い"
をわかりやすく解説

第一法規

A5判/320頁
定価 本体2,778円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

事例 32 業務内容通知書（受注内容の通知）
受注内容の通知書が課税文書となる事例

A 株式会社は、顧客から請け負った製品作成についてその受注内容を通知するために、次のような文書を作成しています。

<文書の内容>

業務内容通知書	
B 株式会社〇〇課 御中	A 株式会社□□業務部業務課
受注番号 0056789	
製品名 パンフレット作成	
作成費 原稿作成費 900,000 円	
版下作成費 200,000 円	
計 1,100,000 円	

A 社の対応

担当部署で発注者と事前に相談した個々の業務内容について、一方的に通知するものなので、契約書には当たらないと認識しており、印紙の貼付は行っていない。

税務調査官の指摘事項

受注金額等の交渉後に発注者からの依頼内容を承諾する目的で作成する文書であり、請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、記載金額は110万円とあるので、400円の印紙貼付が必要となる。

解説

1 契約書とは

印紙税法上の「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含みます。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」といいます。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は慣習に基づき契約の成立等を証することになっているものも含まれます（通則5）。

そして、「契約」とは、互いに対立する2個以上の意思表示の合致、すなわち一方の申込みと他方の承諾によって成立する法律行為ですから、「契約書」とは、その2個以上の意思表示の合致の事実を証明する目的で作成される文書を行うこととなります（印基通14条）。

2 結論

事例の文書は、契約相手先（発注者）との間で、事前協議を行った結果、合意に至った受注業務の内容について、受注者（A 株式会社）側が作成し交付する文書であり、契約相手方からの申込みに対して、それを承諾する目的で作成し、契約相手先に対して交付する文書（いわゆる請書となるもの）ですから、印紙税法上の契約書に該当します。

そして、事例の文書においては、パンフレットの作成を請け負うものであることから、請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、記載金額は110万円とあるので、400円の印紙貼付が必要となります。

ADVICE
顧問先へのアドバイス

この事例の場合、原稿作成費や版下作成費について、単価のみ取り決めて通知する内容とする（例えば「原稿1枚につき〇〇円」、「版下1部につ

き〇〇円）ことにより、契約金額のない請負に関する契約書（第2号文書）として200円の印紙税負担に抑えることができます。



実務のポイントをつかむ

「通知書」等の文書も契約書となる場合

「通知書」等と称する文書であっても、契約当事者間において、契約の成立等を証するために作成されるものは契約書に該当する。例えば、次の通知書等は契約書に該当する。

- ① 相手方の申込みに対して応諾することがその文書上明らかなもの
- ② 基本契約書を引用していることにより、双方の合意に基づくものであることが明らかであるもの

※前掲1の「第2 課税範囲 3 契約書に係る基本的事項 (1) 契約書の意義」(12頁)参照

目次

I 印紙税法の考え方と基本的な仕組み

- 第1 印紙税法の特色／第2 課税範囲
- 第3 課税標準と税率／第4 文書の所属の決定
- 第5 記載金額／第6 納税義務者と納税義務の成立
- 第7 納付手続と還付／第8 納税地／第9 過怠税

II 税務調査官の視点からみる調査時のポイント

- 1 印紙税調査の概要／2 印紙税の税務調査権限
- 3 印紙税調査の体系／4 印紙税調査の所掌部署
- 5 調査の事前通知等の手続／6 印紙税調査の進め方
- 7 調査があった場合の事後是正の方法
- 8 印紙税と税理士業務

Ⅲ 税務調査で指摘される不納付事例と留意事項

- 1 契約書の課税事項の把握誤りによる不納付事例
- 2 契約書上の契約金額(記載金額)の取扱い誤り、算出誤りによる不納付事例
- 3 契約書の所属決定ルール認識不足による不納付事例
- 4 「覚書」、「念書」、「証」、「確認書」などの表題の文書の不納付事例
- 5 「仮契約書」、「仮領収書」、「予約契約書」などの文書の不納付事例
- 6 「注文書」、「申込書」、「依頼書」などの文書の不納付事例
- 7 「変更契約書」、「補充契約書」などの文書の不納付事例
- 8 「通知書」、「通知票」、「連絡書」などの文書の不納付事例
- 9 「お買上票(レシート)」、「清算票」、「受取書」などの文書の不納付事例
- 10 「通帳」、「判取帳」などの文書の不納付事例
- 11 各種伝票類の不納付事例

巻末資料

印紙税法別表第一 課税物件表

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 税務調査印紙税

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

税務調査官の視点からつかむ 印紙税の実務と対策
～顧問先に喜ばれる一歩踏み込んだアドバイス～

●定価**3,056円**(本体**2,778円**) [コード**064303**]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所

機関名 _____ **部署名** _____ 公用 私用

フリガナ _____ **TEL** _____

ご氏名 _____ **E-mail** _____

様 ㊟ _____ @ _____

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印